

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく行政手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等についての具体例

第一欄	第二欄	第三欄		具体例
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	1-1	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、動力車操縦者運転免許証等）
		1-2	官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）	戦傷病者手帳 住民基本台帳カード
		1-3	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	市から送付されるプレ印字申請書等 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類
規則第1条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	2-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給証書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、介護保

				<p>険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、自立支援医療受給者証、重度心身障害者（児）医療費助成受給者証、通所受給者証、療養介護医療受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証、障害福祉サービス等受給者証、等地域生活支援事業受給者証等）</p>
		2-2	<p>地方税若しくは国税の領収証書又は納税証明書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p>	<p>地方税、国税の領収書 納税証明書</p>
		2-3	<p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p>	<p>印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 住民基本台帳カード（写真なし）</p>
規則第2条第2号	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第百55号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人</p>	3-1	<p>写真付身分証明書等</p>	<p>写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、動力車操縦者運転免許証等）</p>
		3-2	<p>写真付公的書類</p>	<p>戦傷病者手帳 住民基本台帳カード</p>

	と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	3-3	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	市から送付されるプレ印字申請書等 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)がプレ印字された書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	4-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	個人番号カード(裏面)
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	5-1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給証書、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険被保険者資格証明書、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、自立支援医療受給者証、重度心身障害者(児)医療費助成受給者証、通所受給者証、療養介護医療受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証、障害福祉サービス等受給者証、等地域生活支援事業受給者証等)

		5-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税の領収書 納税証明書
		5-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 住民基本台帳カード(写真なし)
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	6-1	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの	本人並びに代理人の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載及び押印のある提出書類
		6-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。)	本人しか持ち得ない書類の提出(例:個人番号カード、健康保険証)
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	7-1	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、動力車操縦者運転免許証等)
		7-2	写真付公的書類	戦傷病者手帳 住民基本台帳カード
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	8-1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)

		8-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税の領収書 納税証明書
		8-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 住民基本台帳カード(写真なし)
規則第 9条第 5項第 6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	9-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	